

公明党

せのう 孝夫 市政報告 Vol. 62



声を かたち に 夢を くらし に

7 月 28 日に発生した令和 8 年熊本地震によりお亡くなりになられた方、被災されました方々に、衷心よりお悔やみとお見舞いを申し上げます。更に、8 月 13 日夕刻より千葉県では大雨となり、その後も日本各地で大雨による災害が毎日のように発生しました。豪雨災害に遭われた全国の皆様方に、心よりお見舞い申し上げます。

天災を人為的に防ぐことは困難ですが、発災後の被災者支援をはじめとする災害対応は人的要件になります。以前から備えの重要性を指摘されていたベッド、キッチン、トイレはいわば三種の神器と言えるものですが、例えば段ボールベッドについては、熊本の各避難所ではそもそも備えてなかったり、備えてあっても避難所のスペースが足りずに使えなかったり、避難者に対してベッド数が足りずに結局使わなかったりと、実戦に即した備えと計画の脆弱性によって十分な機能を発揮できなかったという話を聞いています。

この様な事は、机上の計画では導き出せないのかもしれませんが、実は熊本では 10 年前の経験が生かされなかった事案が多く発生したようなのです。大規模災害が珍しいことではなくなりつつある現在において、過去の経験を無駄にすることなく、本市の中でも様々な教訓を活かせるよう訴えていきたいと考えています。

6 月議会通告質問

1. 児童虐待への対応と、「こども家庭ソーシャルワーカー」の充実へ向け

虐待に向き合うことは子どもの人権や自殺にも関係し合う問題であり、決して看過してはいけない案件です。また、「子ども家庭SW」は、児童虐待をはじめとして様々な困難に直面する子どもやその家庭を支援することを目的として、昨年、児童相談所の職員などを対象に認定資格試験が初めて実施されました。

そこで、本市での虐待への対応や状況等と、本市におけるこども家庭SWの人員確保等へ向けての見解を質問しました。

① 本市における虐待への対応や状況等

答弁：館山市における児童虐待に関する近年の延べ対応件数は、令和5年度が4,980件、令和6年度が6,106件、令和7年度が4,717件と推移しており、傾向としては単に児童虐待の対応に留まらず、養育者が身体的・精神的な持病のある家庭や、子供自身が発達面の課題を抱えている家庭、同居する祖父母の介護がある家庭など、子供の養育上の心配事に加えて、すぐには解決できない複数の課題を抱えている家庭への対応が多くなってきていると感じています。

そのため館山市では、子供の命を守るための対応はもちろんですが、家族全体が安定した生活を継続できるような支援を、これからも進めていきたいと考えており、昨年4月に開設した「こども家庭センター」に、センター長、統括支援員、保健師を配置したことに加え、今年度は社会福祉士を配置し、教員経験を持つ会計年度任用職員である「子ども家庭支援員」とともに、様々な職種や経験を持つ職員とともに、日々の業務にあたっています。

また、あわせて、子供と子育て家庭の福祉に関する包括的な支援を切れ目なく提供するため、健康課保健師を「こども家庭センター職員」として兼務させ、児童相談所や医療機関などを始めとした関係機関と連携しながら対応しています。

② 「こども家庭ソーシャルワーカー」の充実

答弁：近年、家庭を取り巻く状況は、複雑・困難化しており、子育てに困難を抱える家庭は、これまで以上に顕在化していると感じています。このような背景から、「こども家庭ソーシャルワーカー」は、こども家庭福祉の実務者の専門性向上のために、令和4年6月に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」に基づく認定資格として創設され、有資格者は、児童相談所やこども家庭センター、児童養護施設など様々な場での活躍が期待されています。

「こども家庭ソーシャルワーカー」の資格取得により、子供や保護者の支援は更に充実していくものと考えていますが、その認定を受けるには、長時間の研修を受け試験に合格する必要があります。館山市における「こども家庭ソーシャルワーカー」の資格取得等については、今後の更なる国の動きを注視するとともに、他の自治体の状況などもみながら考えていきたいと思っています。

解説：虐待件数の抑制は必須

本市では、純粋な虐待の数ではないとしつつも、年間 5,000 件から 6,000 件で推移していることがわかります。どうしたら減らすことができるかを考えていくことが重要です。

鹿児島県志布志市では、虐待防止条例を 2 年ほど前に施行しました。この条例の基本理念として「虐待は、人権を著しく侵害する行為であり、決して行ってはならない」と明記しています。市が条例を作る目的としては、日頃から虐待に対する知識や理解を深め、通報や相談がしやすい体制を整えることにあります。児童や高齢者への虐待防止に向け、市や市民、地域社会の責務や役割については条例を基に、虐待に関する通告・通報がしやすい環境づくりや、専門人材の確保・育成、啓発活動などに力を入れていくことを定めています。

前回、6 月議会で取り上げました「こども権利条例」も同様ですが、条例が“有る”と“無い”とでは将来に大きな開きが生じます。“ある”ことによって、多く人に多くの発見が期待できるからです。

「こども家庭ソーシャルワーカー」資格取得

「こども家庭 SW」は、2024 年度から新たにスタートした専門資格となります。具体的な課題としては虐待や、ヤングケアラー、不登校など、子どもと家庭を取り巻くさまざまな深刻な問題に対応する専門の人材です。この専門資格は、児童相談所の「児童福祉司」や、自治体の「こども家庭センター」の統括支援員などの任用要件（配置基準）の一つとしても位置づけられており、国を挙げて育成・配置が進められています。

ただし、資格の取得には、時間とコストが大きな負担となっています。社会福祉士・精神保健福祉士・保育士などの資格を有する者が、一定の実務経験を積んだ上で「指定研修の受講時間が 100 時間以上（ルートによっては 165 時間以上）と非常に長く、その上で認定試験に合格しなければなりません。更に、受講費用も 10 万～30 万円台と高額なため、多忙な現任職員が個人で取得を目指す

すにはハードルがとても高いという現状があります。そういう理由から自治体間の温度差が指摘されており、2029 年度までに数十人規模で取得者を増やす計画を立てている自治体がある一方で、具体的な育成計画がまだ未策定の自治体もあり、地域格差が生じ始めています。

取得促進事業を活用

そのため、資格の取得に関してはこども家庭庁が自治体に対し、資格取得を後押しする「こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業」などの財政支援メニュー示して、積極的な養成を促しています。働きながら 100 時間以上の研修を受けることは、職員にとって大きな負担となります。国の『こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業』等の補助財源をフルに活用し、受講費用の公費助成や、研修受講時間を勤務時間（出張扱い）として認めるなど、本市独自の手厚いバックアップ体制を構築し、資格取得を推進していくことが重要と考えます。

各自治体に設置が進む「こども家庭センター」において、母子保健（妊産婦など）と児童福祉（虐待対応など）を包括的に一体支援する中心的な役割として、この専門人材であるこども家庭ソーシャルワーカーの確保は急務です。また、複雑化する子育て家庭の SOS を早期に見つけ、孤立を防ぐためには、ケースワーカーの量（人員）だけでなく、質（専門性）の担保が鍵になります。

そういった意味において、こども家庭ソーシャルワーカー有資格者・人材確保をお願いしたいと思います。

有資格者への待遇

その上で、先の話になりますが、せっかく高い専門性を身につけて資格を取得しても、それが「資格手当」や「昇給」といった処遇改善に直結していなければ、モチベーションに繋がりにくいという問題も指摘されています。「専門性の高い人材を長期的・安定的に確保するためには、資格取得者が相応に評価される仕組みが不可欠です。資格保有者に対する手当の加算や、専門職としての適

正な評価・配置も合わせて検討しておいてほしいと思います。キャリアパス（経験と道筋）の明確化は必須だと言う事です。

本市における子ども家庭福祉の体制強化に向け、しっかりとした計画性のある取り組みを強く訴えさせて頂きました。

2. オストメイト装具購入費の助成

オストメイトの腸や尿管に装着するストーマには、大きく分けて消化器系と尿路系の 2 種類ありますが、それぞれ月に 10 回程度 取り替える必要があり、当然ながら購入費用がかかります。その経済的負担を軽減するためにストーマ装具購入費の助成制度が設けられています。これは、障害者総合支援法に基づく「日常生活用具 給付等事業」として、各自治体で実施しているものです。助成される金額については、国が示している基準額は人工肛門で約 8,858 円、人工膀胱で約 11,639 円です。これは、本市でも同額でした。

しかし、昨今の物価高の影響を受け、ここ数年で補装具も給付基準額を超えるほど上昇しており、オストメイトの自己負担が増している現状があります。そこで、物価上昇分を見越して、消化器系と、尿路系共に、ストーマ装具への増額をしている自治体が増えつつあります。

経済的な理由で、装具の取り替えをためらう様な思いをさせてはいけないと強く感じることから、物価高対策も様々ある中で、助成額の増額はとてもタイムリーで秀逸な施策であると感じています。このような状況を受けて、本市における購入費用助成額の増額についての見解を質しました。

答弁：オストメイトの方にとって、ストーマ装具は日常生活に欠かせない必需品であり、物価高騰による値上げも重なり、毎月の費用負担が増加していることは認識しています。しかしながら助成額の増額については、安房管内をはじめ、県内各市町村の状況や物価高騰への福祉サービスの対応状況を総合的に勘案する必要があるため、現時点での増額は考えていません。

今後においても、引き続き物価の動向や近隣市町の状況を注視しながら、助成水準の均衡に配慮し、必要な方が安心して装具を使用できるよう、制度の適切な運用と相談支援・周知に取り組んでいきます。

解説：オストメイトの人数と予算規模

本市におけるオストメイト数は、身体障害者手帳（直腸・膀胱機能障害）の交付等の記録により、93 人ということでした。人口およそ 25 万都市で、対象者が 540 人という情報があり、この比率で単純に割り出すと館山市では 100 人内外がいる計算になり、ほぼ等しい比率で算出されました。

今回の論点は、最近の物価高騰を受けて独自に増額している自治体が増えている点です。その金額は、おおよそ消化器系（人工肛門）で 11,000 円 ～ 12,500 円程度、尿路系（人工膀胱）で 13,000 円 ～ 14,000 円程度です。本市の助成額は人工肛門で約 8,858 円、人工膀胱で約 11,639 円なので、1 件あたり 2,000 円から 3,000 円の増額です。100 人程度であれば、年間 20 万円から 30 万円の事業規模となります。この程度の増額でも厳しいということは市の実情を理解しなければならないと思います。

財政に余裕がない自治体にあって、議員として予算が伴う案件を提案することに躊躇（ためら）いがあるのも事実です。同時に、議員は他市の事例も提供していく使命もあると思っています。理想は自治体間格差の解消であるべきだと考えます。現実には厳しくとも、そこへ向けた努力が求められます。

因みに埼玉県鴻巣市では、経済的に厳しいひとり親世帯を支援するために「コスメバンク プロジェクト」を行なっています。一般社団法人が運営する活動で、鴻巣市はここと連携して、複数の化粧品が入った「コスメセット」を役所の窓口で購入困難な方に、定期的に無料配布しているというものです。近年の物価高への対策もいろいろありますが、「コスメセット」の、無料配布を行なっている自治体まであるという事も知っておいていいと思います。

ストーマ装具の価格は上昇しており、現在の本市の基準額では実質的な自己負担も増加し、オス

トメイトの生活を圧迫しています。前向きな検討を期待します。

：ストーマ装具を自治体で保管が実現

一方で嬉しい話もありました。以前から何度も提案しておりました、ストーマ装具を自治体で預かって欲しいという案件ですが、実は 2011 年 12 月議会で『大規模災害に備え、オストメイトのストーマ用装具を公共施設で保管することはできないか』と題して取り上げたものです。それが、今年度から開始されました。あれから 15 年が経過しようとしています。

東日本大震災では津波で多くの家が流されました。熊本地震では、10 年前も今回も家が沢山壊れました。能登地震では大規模な火災も発生しています。今年、千葉・埼玉・石川・福井の各県では 8 月だけでも大雨被害が発生しました。自然災害が多い日本で、ストーマの保管場所が自宅だけでは、とても不安に感じていたもので、自治体保管の実施は悦びに耐えません。これまでに 6 の方が利用されたそうです。周知にも力を入れていると話されたことも安心に繋がりました。

3. LGBTQ への理解増進

LGBTQ への理解増進に向けた取組みについて質問しました。これまで何度も取り上げてきた案件です。国では、「LGBT 理解増進法」が 2023 年に施行されていますが、いまだにハラスメント等に苦しんでおられる方が多く存在しています。「LGBT 理解増進法」は正式名称を、「性的指向及びジェンダー アイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」と言い、まさに性的マイノリティに対する理解を深める施策の枠組みを定めた法律です。

しかし、自治体間で、その取組みに大きな差が生じています。その一つの要因として、「LGBT 理解増進法」には「基本計画」が未策定であったことが考えられます。この基準となる方針がない状態では、自治体ごとに対応すべき根拠や優先順位を定めづらく、判断の迷いや施策の停滞等が生じるなど、自治体間の格差にもつながります。

もう一つが財源です。自治体として研修や相談事業、広報活動などを継続的に行うには費用がかかります。現在は国の予算付けがありませんので 補助金などがなく、財政力豊かな一部の自治体を除き、自前で十分な予算を確保することが困難な状態に置かれています。

これらは国の責任として、早急に「財源を示した基本計画」の策定を求めたいところですが、そこを踏まえた上で、自治体独自の支援策を設けることも重要ではないかと思います。その理由は、実際に無認識等による諸問題が発生しており、それらに対応するための施策が求められると考えるからです。

そこで、「性の多様性に寛容な社会の実現を目指すためにはどうしたら良いか」、「LGBTQ に対する社会の無理解によって、性的少数者が被る苦悩等について、執行部は、具体的にどのように認識されているのか」について質問しました。

① 「性の多様性に寛容な社会の実現」

答弁：性の多様性に寛容な社会の実現を目指すためにはどうしたら良いかについてですが、性の多様性に寛容な社会の実現は、市民一人ひとりが性的指向やジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深め、互いに尊重し合える地域社会をつくることが重要です。

国においては、全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、令和5年6月23日に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が施行されました。令和8年6月16日には、この法律に基づき「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する基本的な計画」が国において策定され、性的指向やジェンダーアイデンティティの多様性を取り巻く現状や課題が示されるとともに、国や地方公共団体、事業主等が講ずべき施策や相談体制の整備などが示されました。

館山市では、広報「だん暖たてやま」やホームページへの掲載、町内会等へのチラシの配布など、様々な周知啓発活動に取り組むとともに、市職員への勉強会の開催や啓発動画の視聴により、その理解に努めてきたところです。誰もが取り残されることなく、ありのままの自分で安心して暮らしていける環境を整えるためには、行政が率先して正しい知識の普及啓発に努め、市民の皆様一人ひとりの理解を深めていくことが不可欠であると考えています。今後も、市民一人ひとりの人権と個性が尊重され、多様性が受け入れられる社会の実現を目指していきます。

② 「LGBTQ に対する社会の無理解により被る苦悩」

答弁：LGBTQ など、性的少数者への無理解による苦悩への認識についてですが、「一般社団法人 性的指向および性自認等により困難を抱えている当事者等に対する法整備のための全国連合

会」が2025年に発表した「性的指向および性自認を理由として私たちが社会で直面する困難のリスト（第4版）」によると、「侮蔑的な言葉を投げかけられ自尊感情が深く傷つけられた」「個人情報やSNSで同意なく暴露されいじめに遭った」「更衣室やトイレが使いづらい」「就職活動が困難である」「医療機関における受診のしづらさやパートナーが入院した際の付き添いが困難であった」「公的機関の職員に正確な知識があるか不安で相談を躊躇したり本当のことが話せなかったりした」などが挙げられています。

今申し上げた例は一部に過ぎませんが、周囲からの偏見や無理解、あるいは心ない言動によって、学校や職場、地域社会など、日常生活の様々な場面において、苦悩や生きづらさを抱えているものと認識しています。また、自身のジェンダーアイデンティティを周囲に打ち明けられず、孤立感を深めてしまうことも、精神的な負担を大きくする要因であると考えています。

館山市では、多様性を尊重し、誰もが自分らしく生きることができ社会的実現を目指し、今年度中の「館山市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度」の導入に向けて、準備を進めているところです。この制度の導入をひとつの契機とし、性的少数者の方々が直面している生きづらさや苦悩を少しでも軽減できるよう、本制度の周知を図り、利用の推進に努めていきます。

私（森市長）は、大切なことは性のあり方は一人ひとり異なるということを皆で理解し、本人の意思や人格を尊重すること、それこそが性の多様性に寛容な社会的実現の本質であると考えています。今後も、市民の皆様や事業者等のより一層の理解増進に努め、誰もが自分らしく安心して暮らすことのできる社会的実現に向け取り組んでいきます。

解説：館山市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度が実現

今回の答弁では、「館山市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度」を令和9年1月1日より施行に向けて準備を進めているとありましたので、大きな進展として高く評価します。ただし、遅過ぎました。これは、自治体の人権に関する資質が問われる案件でもあります。

これまで、何度取り上げてきたことでしょう。2017年12月議会で『多様性を尊重する社会を目指す取組について』と題し、「LGBT等の方への配慮ある施策の現状と今後の取組について」「教育現場における性同一性障害等の児童生徒への対応について」の2点を取り上げたのが始まりでした。その後も2019年9月議会、2021年3月議会でも、パートナーシップ・ファミリーシップ制度の導入を訴えてきました。2021年の9月議会では、『性の多様性に配慮した、中学生の制服の自由選択について』も取り上げています。これらに関心を寄せるかどうかは、人権感覚に鋭敏な自治体かどうかと置き換えられるのではないかと考えます。

時間は戻せませんから、これまでの時の浪費を悔やんでも仕方ありませんので、未来志向で、これからの対応に期待を寄せたいと思います。

また、2018（平成30）年6月議会では『ガン治療に伴う傷跡や外見（アピアランス）の変化に悩む患者への医療用補正具の購入費用の支援について』と題して、がん患者医療用ウィッグの購入費用の一部助成制度の導入を提案し、それ以降も定期的に求めてまいりましたが、こちらもやっと今年から実施されることとなりました。

不断の努力とは言いますが、根気よく諦めず訴え続けることも、案件によっては必要なことです。

：自治体の役割

今回は質問の題名を『性の多様性に寛容な社会の実現を目指すためにはどうしたら良いか』。それから『LGBTQ への無理解によって、性的少数者が被る苦悩への認識』としました。特に、当事者の苦悩を知ろうとした点については、理不尽な思いもたくさん経験されてきたことと推察しますが、私達が辛い思いをよりリアルに知っていくためには、経験や事象等をあえて言葉に置き換えた上で認識しようと考えました。

社会が多様性に寛容になれば、攻撃する人も苦しむ人も減ります。そのために、私もこれまで何度も議場で取り上げてきている中で、市の施策に具体的な進展が感じられない思いがあって、定期的に取り上げてきたものです。

理想は民間の中で、自然発生的に多様性への理解と寛容が進めば、社会全体としても劇的に変わると思いますが、そういうことはなかなか望めないと思います。世論形成を求めるのであれば、順番としてその先頭に立つのが自治体の宣言とか方針ではないでしょうか。そのような意味から、オピニオンリーダーとしての役割を自認してもらいたいと強く思います。

：「LGBT 理解増進法」

「LGBT 理解増進法」は基本理念として、性的指向やジェンダー アイデンティティを理由とする「不当な差別はあってはならない」と明記されていますが、これこそ「社会としての目的でなければならない」と強く感じています。そして同法では、企業や学校の努力義務として、社員研修や相談体制の整備、学校教育での理解促進など、関係者の自発的な取組を促してもいます。

館山市における LGBTQ への理解増進は性的少数者だけの課題ではなく、館山市民が人権とどう向き合っていくのかという重要な問題なのです。

：「労働施策 総合推進法」

本法律は、パワハラ防止法とも呼ばれていますが、この法律に基づき、企業は職場における SOGI（ソジ）ハラに対する防止措置を講じる義務があります。ソジハラ、またはソギハラと呼ばれるハラスメントとは、個人の性的嗜好や性自認に関連した差別的な言動や嫌がらせを言います。これらは立派な人権侵害・ハラスメントであり、そこを誰もが認識しなければなりません。具体的事例としては差別的な発言・嘲笑、アウティング、望まない行動の強要、不当な扱いなどが挙げられますが、これらを放置すると企業の法的責任や従業員の離職につながるリスクがあります。

ある大手企業幹部の見解を紹介します。「人が残らない企業は損失が大きい、だから自社では多様な人材（LGBT 等）を徹して守るという方針を打ち立てている。一方で、LGBTQ を理由に就職を取り消した企業もある。この様なことは、社会的にも会社にとっても損失であり、それに気づいていないのでは」と話されています。

：古代ローマの五賢帝時代

18 世紀・イギリスの歴史家 エドワード・ギボンは古代ローマの五賢帝時代（5 代続いた賢い皇帝）を「最も人類が幸福であり、繁栄した時期」と評しました。時代は、西暦 96 年から 180 年です。民衆が幸福で繁栄した理由ですが、ネルヴァという初代皇帝が血族の継承ではなく、最も有能と認めたものを皇帝に即位させる「養子指名制の導入」を 5 代続けた事と、元老院を尊重して皇帝による独裁化を避けたことと言われています。政策的には、孤児や貧困層の子供を支援する制度（アルメンタ）の導入や、帝国全土でのインフラ（道路・水道橋・公共建築）の整備を進め、一般市民の生活水準を向上させました。

最後の皇帝・5 代目のマルクス・アウレリウス・アントニヌスは「哲人皇帝」と呼ばれていますが、その高い評価とは裏腹に、在任期間の治世は試練の連続でした。ゲルマン人など周辺民族との戦いが相次ぎ、帝国統治下の大地震や川の氾濫、遠征先から持ち込まれた疫病への対応もありまし

た。そのような心身ともに休まる暇も無い状況にあって、『自省録』を執筆しています。戦の最中に書かれた文章も多く、体裁を整える余裕さえなかったと言われるものです。そこには「自問せよ」「心に明記せよ」など己を律する言葉が目立ちます。

ただし、この 84 年続いた五賢帝時代の終焉は、マルクス・アウレリウス帝が能力主義ではなく、実子に皇位を継承させたことでした。その実子コンモドゥスは暴君と化し、「血族による世襲制のはじまり」が「ローマ帝国・黄金期の終わり」という歴史になります。改めて五賢帝時代の能力主義の継承がいかに重要であったかを再認識させられる物語となっています。

アントニヌスの考えで特筆すべきは、「ローマ人としてだけでなく、『人間として』世界全体に有益なものを追求する」との記述があります。彼は、「何が有益」で「何が求められているのか」というテーマを常に問い続けた人生だったのではないかと感じています。これを敷衍（意味を押し広める）すると、普遍性を帯びた取り組みの効果は、一部特定（今回は LGBTQ を取り上げていますが）の誰かの為だけにとどまらず、「社会全体にとって有益なるもの」として現れると思います。

アントニヌスの意を介せば、「多様性を認める社会とは人権感覚が豊かで多くの人にその心が保たれている状態であり、我々人間にとって有益な『そういう』社会の創出を追求していかなければならない」と、言えるのではないのでしょうか。

：支援という言葉の意味を考える

LGBTQ に対して自治体独自の支援策を設けることは重要です。そこで、支援とはどういう姿なのかを考察したいと思います。支援の『支』という字の本来の意味は「枝が分かれる」ことを表しています。LGBT 施策に、必要な時間や人を「分け」て、必要な予算を担当部署に「分け」る、そうすることが支援の「支」にあたります。

『援』という字は「余裕を与える」、また「ゆるやかにする」ということを表します。すなわち、

困難を抱えた人たちに心身の「ゆとり」を与えるということです。

LGBTQ 対策のために自治体の知力・体力・財政力等、持てる力を「分け」て、息苦しさから解放し「誰もが余裕を持って暮らせる」様にする事を、『支援』という言葉は表しているのです。もちろん、自治体だけでなく我々市民も支援を惜しまず、「多様性に寛容な社会」だと誇れる館山市の構築に尽力していきたいと思えます。

決算審査特別委員会

9 月議会は決算審査特別委員会が設置されます。館山市議会では委員九名が選出され、今年は 9 月 16 日に行いました。8 月 13 日に発生した千葉豪雨以来、度重なる大雨による災害対応で、職員の皆さんも大変な中での慎重審査となり、通常よりも重要案件に絞った審議であった様に見受けられました。認定第 1 号から認定第 5 号、及び議案第 62 号に係る審査につきましては、午前 10 時から、午後 6 時過ぎまでかかりましたが、全て全員一致を持って認定、及び可決すべきものと決しました。

令和 7 年度決算の評価は、令和 9 年度予算に関係しますので、とても重要になります。審査内容について、詳しくは議事録または委員長報告等をご覧いただきたいと思えます。

2026（令和 8）年 「菜の花会」 無料法律相談 実施計画

安房地域：主催（菜の花会）

日時：2026 年 10 月 13 日（火） 13 時から 17 時まで
：13 時から 17 時まで お一人（1 組）様：30 分間
会場：菜の花ホール 1 階 第 2 集会室

開催場所は、毎回凡そ 2 カ月前に決定しますので、決まり次第お知らせいたします。
どなたでも自由にご利用いただけます。事前申し込みが必要です。瀬能までご連絡ください。